

令和4年度負担金の額及び徴収方法

一般財団法人 中部貸切バス適正化センター

1. 負担金の額

- ① 1営業所あたり1カ年・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 31,410円
- ② 1両あたり1カ年・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2,900円

2. 負担金の徴収方法

(1) 負担金の請求

令和4年2月1日現在の貸切バス営業所数及び車両数をもって、1カ年分の負担金の額を算出し、請求します。

(2) 負担金の納付

上記(1)により算出した1カ年分の負担金を一括納付願います。

なお、分割納付を希望する場合は、1カ年分の負担金を半年ごとに分割して納付することができます。

(3) 負担金の精算

年度途中において事業計画の変更等が生じた場合の負担金の精算の要否については下表のとおりとなります。

| | |
|---|----------|
| 事業廃止、許可取消 | 精算します |
| 事業の休止、再開 | 精算します |
| 事業の譲渡及び譲受 | 欄外記載(※1) |
| 事業の分割、合併及び相続 | 欄外記載(※2) |
| 事業計画の変更 ・区域の拡大に伴い、新たに適正化機関の管轄区域内に営業所を有することとなった場合 ・適正化機関の管轄区域内の全ての営業所を廃止し、当該区域内に営業所を有しないこととなった場合 | 精算します |
| 事業計画の変更(上記以外) | 精算しません |

※1 年度途中に事業の譲渡及び譲受に係る認可を受けた事業者にあつては、譲渡人が負担金を一括納付していた場合には精算しないものとし、譲渡人が負担金を一括納付していない場合にあつては譲受人に対し未納分に係る負担金を請求します。

※2 年度途中に事業の分割、合併、相続の認可を受けた事業者にあつては、認可に伴い許可に基づく権利義務を承継することから精算をしません。

(4) 納付期限

別紙請求書に記載のとおりとします。

希望する場合は9月30日まで納付を猶予します。

(5) 延滞金について

納付期限までに負担金の納付がない場合には、道路運送法（以下「法」という。）第43条の15第5項及び法施行規則第34条の10第2項の規定により、納付期限の翌日から負担金を納付する日までの日数1日につき1万分の4の延滞金を徴収します。ただし、延滞金総額が1,000円に満たない場合は、その納入を免除します。

令和4年度負担金の額の算出基礎

一般財団法人 中部貸切バス適正化センター

負担金の単価については、本省通達「一般貸切旅客自動車運送適正化機関が徴収する負担金の取扱いについて」（平成29年3月31日付け国自旅426号）の1（1）のうち、巡回指導は営業所単位であること、事業用自動車の数によって指導業務の負担に差が出ることから、ウの「営業所の数で除したもの及び事業用自動車の数で除したものを併用した数」による算出方法を採用し、按分割合については、営業所の規模、形態が様々であることを考慮して1：1とした。

（1）単価の算出

- ・令和4年度事業経費・・・30,019,620円
- ・事業経費の按分割合・・・営業所数割50%、事業用自動車数割50%
- ・管轄区域内に存する営業所の数・・・478
- ・管轄区域内に存する事業用自動車の数・・・5,192

営業所数割の単価 = 事業経費×50%÷478=31,410円

事業用自動車数割の単価 = 事業経費×50%÷5,192=2,900円

(10円未満の端数は、10円単位に切り上げ)

（2）営業所ごとの負担金の額

31,410円+ (2,900円×事業用自動車数)